

大臣認定制度について

大臣認定（構造方法等の認定）とは、

- 多様な建築材料や構造方法等の導入を可能とするため、その性能が建築基準法に適合していることを国土交通大臣が認定する制度（建築基準法第68条の25）

大臣認定のフロー

指定性能評価機関との事前相談

指定性能評価機関への申請

性能評価試験の実施

【防火構造（30分間）壁の試験の例】

外装材を木材とした木製軸組造外壁



試験前の写真



30分間加熱

外装材（木材）は
燃焼するものの
内部に影響なし



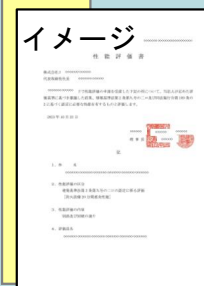
試験後解体した写真（内部の状況）

当該木製軸組造外壁の防火性能
（延焼を抑制）を確認

※大学教授、
准教授、高度
の専門的知識
を有する者

評価員※による審査

性能評価書の交付



国土交通省への申請

国土交通省での審査

大臣認定書の交付



①性能評価

②大臣認定